平成２３年（フ）第６３号
堺市西区鳳南町３丁199番地１　ライトウイング916号
債務者　川本　研二（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
堺市北区中長尾町２丁１番25号　紫荘201号
債務者　小山　秀男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
堺市北区中長尾町２丁１番25号　紫荘201号小山方
債務者　田中　節子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
堺市堺区北田出井町３丁４番28号　ＭＴハウス303号、前住所大阪府松原市松ケ丘４丁目22番11号
債務者　津村　幸晴
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
大阪府高石市東羽衣２丁目６番30号
債務者　宮本　美幸
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
大阪府河内長野市向野町765番地　４―1404号、住民票上の住所大阪府河内長野市錦町24番21号
債務者　浦　　有司
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
堺市西区鳳南町２丁98、住民票上の住所堺市西区上344番地
債務者　古閑　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道赤平市字赤平629番地
債務者　渡辺　清忠
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
北海道樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の444
債務者　田中　一豊
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
北海道滝川市黄金町西１丁目６番30号佐藤方
債務者　藤井真裕美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
北海道苫小牧市桜木町１丁目６番２号ジェーハイツ桜木203号
債務者　清野　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８号
北海道爾志郡乙部町字緑町65番地の２
債務者　中川由美子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１５７号
神奈川県小田原市曽我原563番地
債務者　冨屋　京子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９５号
神奈川県小田原市扇町２丁目31番５号　扇町マンション602
債務者　成田　昌晴
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９６号
神奈川県小田原市扇町２丁目31番５号　扇町マンション602
債務者　成田亜矢子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４２号
相模原市中央区鹿沼台２丁目24番25号
債務者　武子さかえ
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５３号
相模原市南区相模大野２丁目７番11号　ポンテ・リブロ101
債務者　木川田紘美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部